

公 告

八掲示第3号

三角港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件

関税法第24条第1項の規定に基づき、三角港における外国往来船と陸地との交通場所等を下記のとおり指定する。

なお、本指定の発出に伴い、「三角港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件(平成22年2月19日公示)」は廃止する。

令和5年10月12日

八代税關支署長 下田 義文
記

1 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
三 角 港	(1) 県営A岸壁 (水深10m、延長170m)	熊本県宇城市三角町大字三角浦 1160-190	
	(2) 県営B岸壁 (水深9m、延長165m)	熊本県宇城市三角町大字三角浦 1160-7~8 及び 177-6	
	(3) 県営C岸壁 (水深9m、延長165m)	熊本県宇城市三角町大字三角浦 177-6~7	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
三 角 港	(1) 県営A岸壁 (水深10m、延長170m)	熊本県宇城市三角町大字三角浦 1160-190	ただし、当該岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸又は交通する場合に限る。
	(2) 県営B岸壁 (水深9m、延長165m)	熊本県宇城市三角町大字三角浦 1160-7~8 及び 177-6	
	(3) 県営C岸壁 (水深9m、延長165m)	熊本県宇城市三角町大字三角浦 177-6~7	

3 船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
三 角 港	(1) Aゲート (県営A~C岸壁に接岸する外国往来船との交通)	熊本県宇城市三角町大字三角浦 1160-13	ただし、乗組員が下船後フェンスの外に出ることなく乗船する場合は、同区域内を指定交通場所とみなす。
	(2) B及びCゲート (県営A~C岸壁に接岸する外国往来船との交通)	熊本県宇城市三角町大字三角浦 177-6	